

市営住宅公開抽選による入居者選考要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市市営住宅条例(平成9年相模原市条例第19号。以下「条例」という。)第10条第2項第2号に基づき、公開抽選により入居者を決定する方法について定めるものとする。

(対象住戸)

第2条 公開抽選により入居者を決定する市営住宅は、条例第2条第1号に規定する公営住宅及び同条第3号に規定する準公営住宅とする。

(受付番号)

第3条 相模原市市営住宅条例施行規則(平成9年相模原市規則第50号。以下「規則」という。)第7条第1項の規定により提出された市営住宅入居申込書(以下「申込書」という。)について、次のとおり受付番号を付すものとする。

- (1) 郵送により提出された申込書の場合は、郵便封筒の開封順
 - (2) 申込相談コーナーで提出された申込書の場合は、受付手続きをした順
- 2 同日に受付を行った前項各号の申込書に付す受付番号については、同項第1号の申込書に先に付したのち、同項第2号の申込書に付すものとする。

(1次審査)

第4条 1次審査は、前条の規定により受付番号を付した申込書について行う。

2 前項の1次審査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、無資格又は失格とする。

- (1) 条例第6条に規定する入居者資格を備えていない場合
- (2) 申込みを行った住宅の申込人数等の申込条件を備えていない場合
- (3) 申込書に記載された優遇措置に誤りがある場合
- (4) 前3号に掲げる場合に準じる事由がある場合
- (5) 申込書に記載不備がある場合
- (6) 2通以上の申込書に同一の者の氏名が記載されている場合
- (7) 申込者が市営住宅の入居申込みを辞退した場合

(抽選番号)

第5条 規則第7条第3項に規定する抽選番号は、前条第1項の1次審査を通過した申込書1枚につき、募集の都度設定する申込住宅番号(以下「住宅番号」という。)ごとに、1つ付すものとする。

(優遇措置)

第6条 規則第7条第3項第1号の優先的に選考することができる要件を備えた申込者(以下「優遇対象者」という。)は、別表のとおりとし、前条の規定にかかわらず、別表の優遇区分に応じた付与個数の抽選番号を付与するものとする。

2 優遇対象者が、別表の優遇区分に複数該当する場合は、付与個数が最も多い優遇区分1つのみに該当するものとし、複数該当する優遇区分の付与個数が同じ場合は、最も小さい番号の優遇区分にのみ該当するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表の優遇区分14については、別表の優遇区分1から優遇区分13までとの重複を妨げない。

(抽選番号の付番方法)

第7条 抽選番号は、次のとおり付すものとする。

(1) 住宅番号ごとに、第5条第1項に規定する1次審査を通過した申込書を受付番号昇順に並べ替える。

(2) 前号の規定により並び替えた申込書について、住宅番号ごとに1番から昇順に付すものとする。ただし、前条の規定により付す優遇対象者の抽選番号は連番で付すものとする。

(公開抽選)

第8条 規則第9条に規定する公開抽選は、抽選器により行うものとする。

2 抽選器を回す者は1人とし、次に掲げる順により決定する。

(1) 公開抽選に参加している市営住宅申込者の中から、立候補する者。ただし、立候補者が複数いる場合は抽選とする

(2) 立候補する者がいない場合は、公開抽選に参加している市営住宅申込者の中から、市の依頼に応諾する者

(3) 市の依頼に応諾する者がいない場合は、市営住宅事務主管課の職員

3 数字の順位抽選は、次の方法により行うものとする。

(1) 百の桁、十の桁、一の桁の順に、桁ごとに数字の順位抽選を行う。ただし、前条の規定により付した抽選番号に百の桁が存在しない場合にあっては、百の桁の順位抽選は行わない。

(2) 桁ごとに、0番から9番までの抽選玉10個を抽選器に入れ、抽選玉が全て出るまで抽選器を回し、抽選玉の出た順番に数字の順位を決定する。ただし、前条の規定により付した抽選番号の各桁の最大番号が9に満たない場合は、最大番号までの抽選玉を抽選器に入れるものとする。

(3) 抽選器の1回の回転で抽選玉が出なかった場合は、抽選玉が1個出るま

で、再度抽選器を回転させるものとする。

(4) 抽選器の 1 回の回転で抽選玉が 2 個以上出た場合は、出た抽選玉を全て抽選器に戻した上で、再度抽選器を回転させるものとする。

4 前項の規定による数字の順位抽選の結果は、全ての住宅番号に共通する順位として用いるものとする。

5 立会人は、抽選会場の秩序維持のため、必要と認める場合は、公開抽選に参加している者に退席を求めることができる。

(当選番号等)

第 9 条 前条の規定により決定した全ての桁の数字の順位に従い、次のとおり組み合わせ、全ての住宅番号共通の 3 桁(百の桁がない場合は 2 桁)の番号(以下「組合せ番号」という。)を作成し、その順位を決定する。

(1) それぞれの桁の第 1 順位の数字から、十の桁及び一の桁を固定し、百の桁の数字が第 1 0 順位(第 1 0 順位がない場合は最大の順位)になるまで、次のとおり順位を遷移させ、数字を組み合わせる。

ア 百の桁の第 1 順位、十の桁の第 1 順位、一の桁の第 1 順位

イ 百の桁の第 2 順位、十の桁の第 1 順位、一の桁の第 1 順位

ウ 百の桁の第 3 順位、十の桁の第 1 順位、一の桁の第 1 順位

エ 百の桁の第 4 順位、十の桁の第 1 順位、一の桁の第 1 順位

オ 百の桁の第 5 順位、十の桁の第 1 順位、一の桁の第 1 順位

カ 百の桁の第 6 順位、十の桁の第 1 順位、一の桁の第 1 順位

キ 百の桁の第 7 順位、十の桁の第 1 順位、一の桁の第 1 順位

ク 百の桁の第 8 順位、十の桁の第 1 順位、一の桁の第 1 順位

ケ 百の桁の第 9 順位、十の桁の第 1 順位、一の桁の第 1 順位

コ 百の桁の第 1 0 順位、十の桁の第 1 順位、一の桁の第 1 順位

(2) 百の桁の全ての順位の遷移が終了した後、十の桁を第 2 順位にし、百の桁の数字が第 1 0 順位(第 1 0 順位がない場合は最大の順位)になるまで、次のとおり順位を遷移させ、数字を組み合わせる。

ア 百の桁の第 1 順位、十の桁の第 2 順位、一の桁の第 1 順位

イ 百の桁の第 2 順位、十の桁の第 2 順位、一の桁の第 1 順位

ウ 百の桁の第 3 順位、十の桁の第 2 順位、一の桁の第 1 順位

エ 百の桁の第 4 順位、十の桁の第 2 順位、一の桁の第 1 順位

オ 百の桁の第 5 順位、十の桁の第 2 順位、一の桁の第 1 順位

カ 百の桁の第 6 順位、十の桁の第 2 順位、一の桁の第 1 順位

- キ 百の桁の第7順位、十の桁の第2順位、一の桁の第1順位
- ク 百の桁の第8順位、十の桁の第2順位、一の桁の第1順位
- ケ 百の桁の第9順位、十の桁の第2順位、一の桁の第1順位
- コ 百の桁の第10順位、十の桁の第2順位、一の桁の第1順位

(3) 以後、同様に十の桁の第3順位の数字、第4順位の数字というように、十の桁が第10順位(第10順位がない場合は最大の順位)になるまで順位を順次遷移させ、数字を組み合わせる。

(4) 十の桁の全ての順位の遷移が終了した後、一の桁を第2順位にし、前3号の規定と同様に各桁の順位を順次遷移させ、百の桁が第10順位(第10順位がない場合は最大の順位)、十の桁が第10順位(第10順位がない場合は最大の順位)、一の桁が第10順位になるまで順位を遷移させ、数字を組み合わせる。

2 全ての組合せ番号が決定した後、その順位に従い、住宅番号ごとの募集戸数と同じ数の当選番号とその順位及び公募の都度決定する補欠者の数に応じた補欠番号とその順位を決定する。この場合において、優遇対象者の抽選番号が複数当選番号又は補欠番号に該当したときは、最初の番号のみに該当したものとする。

3 同一住宅番号に複数の募集戸数がある場合にあっては、当選番号の順位に従い、部屋番号の昇順に当選したものとする。

(資格審査)

第10条 当選者は、規則第7条第4項に規定する書類のうち、市長が必要と認めるものを市長が定める期限までに提出し、資格審査を受けるものとする。

2 資格審査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は無資格又は失格とする。

(1) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(2) 前項の書類を市長が定める期限までに提出しない場合

3 当選者が前項の規定により無資格等になった場合においては、補欠者は順位に従い、当選者に繰り上がるものとする。

4 前項の規定により当選者となった者は、市長の定める期限までに第1項の規定による資格審査を受けるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、公募の都度、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 6 条関係)

優遇区分	条件(基準日現在)	付与 個数
1	身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度の方がいる世帯	1
2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級に該当する程度の方がいる世帯	1
3	優遇区分 2 に規定する精神障害の程度に相当する程度(療育手帳 A 1・A 2・B 1)の方がいる世帯	1
4	戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正 12 年法律第 48 号)別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症に該当する程度の方がいる世帯	1
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	1
6	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5	1

	年を経過していない方がいる世帯	
7	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯	1
8	母子・父子世帯で、20歳未満の扶養している子がいる世帯	1
9	同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯。ただし、エレベーターのない住宅の4階若しくは5階の住宅、又は入居人数の条件が3人以上に設定されている住宅に申し込んだ場合に限る	1
10	被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定の適用を受ける方がいる世帯	1
11	福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定の適用を受ける方がいる世帯	1
12	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この項において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者(4においてこれらの者を「被害者等」という。)で次のいずれかに該当するものがある世帯</p> <p>1 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>2 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生</p>	1

	<p>じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項若しくは第2項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条第1項若しくは第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者暴力防止等法第1条第3項に規定する配偶者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手(4においてこれらの者を「配偶者等」という。)からの暴力を理由として保護を受けたことの証明書が発行されている者</p> <p>4 被害者等の支援を行う地方公共団体の機関、地方公共団体と連携して被害者の支援を図るための活動を行う民間の団体その他市長が適当と認める機関又は団体において、配偶者等からの暴力を理由として避難していることを申し出たことの確認がされている者</p>	
1 3	<p>相模原市犯罪被害者等支援条例(令和5年相模原市条例第11号)第2条第2号に規定する犯罪被害者等で、従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当する世帯</p> <p>1 相模原市犯罪被害者等支援条例第2条第1号に規定する犯罪等(2において「犯罪等」という。)により収入が減少し生計維持が困難となった世帯</p> <p>2 居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった世帯</p>	1
1 4	過去5年間に4回以上落選している申込者	1

備考 この表に掲げる条件は、入居者募集の申込期間の最終日を基準日として判定するものとする。